

防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 所管事項

(1) 「美しい三重の海と川」を守るため河川上流域における採石、 開発事業等に関する請願の処理経過について	1
(2) 平成24年度包括外部監査結果に対する対応結果 及び平成25年度包括外部監査結果に対する対応方針について	3
(3) 県管理道路における柔軟な整備手法による取組状況について	23
(4) 審議会等の審議状況について	29

平成26年3月12日

県 土 整 備 部

採択された請願、陳情の処理状況

県土整備部

採択された定例会の別	受理番号	件名	処理の経過及び結果
平成24年 第2回定例会	請願 第30号	「美しい三重の海と川」を守るために河川上流域における採石、開発事業等について	<p>採石法や都市計画法においては、関係漁業団体の同意を求める規定はありませんが、関係漁業団体との合意形成に努力するよう事業者に働きかけるとともに、開発許可権限を有する市には、年度当初に県と同様の取組を依頼しました。</p> <p>引き続き、本請願の趣旨に基づき、事業者に働きかけていきます。</p> <p>なお、現在、新規で採石認可申請中の事業については、関係漁業団体との合意形成に努力するよう事業者に働きかけています。</p>

平成24年度包括外部監査結果に対する対応結果

及び平成25年度包括外部監査結果に対する対応方針

I 平成24年度包括外部監査結果に対する対応結果

1 平成24年度包括外部監査のテーマ

公有財産の管理に関する事務の執行について

2 県土整備部所管財産に関する監査報告数

区分	結果	意見	合計
報告数	14	16	30

※結果：条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項

意見：監査人としての意見を述べたもの

3 結果の概要及び対応結果

(1) 公有財産台帳への登録もれ・誤り

(計9件：7ページ1-①、7ページ2-①・②、8ページ2-④、8ページ3-①、10ページ6-②、12ページ10-①、12ページ11-①、15ページ14-①-ア)

【結果の概要】 公有財産台帳への登録もれや登録誤りがあった。

【対応結果】 台帳への登録及び登録内容の修正を行いました。公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。

(2) 用途廃止手続について(7ページ2-③)

【結果の概要】 取り壊した施設(熊野灘レクリエーション都市公園の便所)の行政財産の用途廃止手続が行われていなかった。

【対応結果】 用途廃止手続に関するセルフチェックシートを作成しました。施設の取り壊しを行う場合は、当シートを活用のうえ、必要な手続が行われているか確認するよう、各建設事務所に対し周知し、再発防止に取り組んでいます。

(3) 鈴鹿青少年の森について

① 使用禁止状態にある野外ステージについて(8ページ4-①)

【結果の概要】 野外ステージは、建物の一部が崩落して以来、立入・使用禁止の状態となっている。県としては、除却していく方向であるとのことであるが、すでに4年以上が経過しており、事故等の未然防止や管理コストの観点から、速やかに撤去することが適切と考えられる。

【対応結果】 野外ステージの撤去にあたり、施設の利用者ニーズ等について、鈴鹿市、県立鈴鹿青少年センター、公園の指定管理者に対し、あらためて意見聴取したところ、野外ステージのニーズは少なく、

跡地を多目的に活用できるスペースにしてはどうかとの意見をいただきました。

このため、平成26～27年度に当該ステージを撤去のうえ、隣接する多目的広場と一体として活用できるスペースに再整備することとします。

② 過年度調査時における劣化施設への対応について（8ページ4-②）

【結果の概要】 平成22年度に実施した公園施設老朽度調査において、6施設がD判定（最重要部材に重度の劣化がある状態）とされていた。これらの施設の現状を観察したところ、6施設中5施設が未対応の状況であった。

【対応結果】 劣化施設のうち未対応であった5施設について、2施設は撤去又は更新により平成25年度までに対応を完了しました。残り3施設についても、平成26年度中の対応を予定しています。

（4）土地の未登記について（11ページ8-①）

【結果の概要】 県土整備部が所管する公共事業用地（県有地）のうち県道の土地だけをとってみても、平成23年度末において2,796筆が未登記となっており、公有財産規則に反する状態が解消されていない。

【対応結果】 未登記土地（県有地及び県管理の国有地含む16,600筆）については、昭和55年からその処理に取り組み、11,619筆を減少させています。近年では、平成13～24年度の11年間に2,087筆を処理するなどの取組を行いました。また、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等の専門団体と連携し、登記処理等を行うとともに、年度毎の処理目標を定めて、未登記の解消に努めており、引き続き取組を進めています。

（5）伊勢市内の県道沿いの不法占用物件（石灯籠）について（12ページ12-①）

【結果の概要】 石灯籠の占用許可期間が終了した昭和32年1月31日以降、長期間にわたり、県道が不法占用された状態が継続している。

【対応結果】 平成25年5月～6月にかけて、県道にある全ての石灯籠について、柱や笠・火袋部分の安定性調査を実施しました。その結果、柱や笠・火袋部分にぐらつきが認められた石灯籠を7月に撤去（全撤去4基、部分撤去5基）しました。

今後も継続して調査・点検を行い、通行者の安全を確保していきます。

また、平成25年10月、石灯籠の取り扱いを含め伊勢市内の道路空間のあり方について検討するため、国・県・市の三者が協力し、有識者、地元関係者等で構成する「伊勢市内道路空間利用のあり方懇談会」を設置しました。今後の対応については、この懇談会の検討結果等も参考にしながら、国・市とも協議し進めていきます。

II 平成25年度包括外部監査結果に対する対応方針

1 平成25年度包括外部監査のテーマ

防災・減災等事業に関する事務の執行について

2 県土整備部所管事業に関する監査報告数

区分	結果	意見	合計
報告数	0	10	10

※結果：条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項

意見：監査人としての意見を述べたもの

3 結果の概要及び対応方針

「結果」に該当する指摘事項はありませんでした。

また、「意見」については、17ページ～21ページのとおりですが、いただいた趣旨をふまえ事業の推進を図っていきます。

平成24年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考								
I. 包括外部監査の意見及び指摘										
VIII 県土整備部										
1. 県土整備総務課における公有財産の管理について										
① 財産分類の登録誤りについて【結果】	<p>尾鷲建設事務所所管の水防倉庫（尾鷲市三木里町）は、現在も水防関係機材の倉庫として利用されており、本来は行政財産として登録されているべきであるが、昭和60年12月以降は普通財産として登録されている。</p> <p>当該水防倉庫は、旧尾鷲土木事務所（現尾鷲建設事務所）の旧輪内出張所敷地内に所在しているが、同出張所が県の行政組織の改正により廃止になったことから、事務所、車庫、倉庫及び公舎を行政財産から普通財産に所管換えする時に、本来は対象外である水防倉庫も誤って所管換えを行ったことが原因と考えられる。</p>	<p>登録誤りのあった水防倉庫について、公有財産台帳の記載内容を修正しました。</p> <p>公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。</p>								
2. 都市政策課における公有財産の管理について										
① 当年度取得分の公有財産の登録もれについて【結果】	<p>平成23年度における下表の支出については、当年度に公有財産の取得として登録すべきであったが、公有財産台帳に登録されていないため、速やかに登録すべきである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">工事名</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">支出金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">北勢中央公園国補公園施設（自然探検エリア・芝生広場・沢の森）</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">84,761,250</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総合公園大仏山公園県単公園維持管理（テニスコート修繕）工事</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">10,530,450</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総合公園大仏山公園公園維持修繕（遊具修繕）工事</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3,937,500</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	支出金額（円）	北勢中央公園国補公園施設（自然探検エリア・芝生広場・沢の森）	84,761,250	総合公園大仏山公園県単公園維持管理（テニスコート修繕）工事	10,530,450	総合公園大仏山公園公園維持修繕（遊具修繕）工事	3,937,500	<p>登録もれのあった各財産について、公有財産台帳に登録しました。</p> <p>公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。</p>
工事名	支出金額（円）									
北勢中央公園国補公園施設（自然探検エリア・芝生広場・沢の森）	84,761,250									
総合公園大仏山公園県単公園維持管理（テニスコート修繕）工事	10,530,450									
総合公園大仏山公園公園維持修繕（遊具修繕）工事	3,937,500									
② 台帳金額の登録誤りについて【結果】										
下記の工事については、公有財産台帳において、「財産番号20114000016 熊野灘臨海公園大白園地広場」として平成23年度において登録されているが、台帳金額は36,570,830円と誤った金額で登録されており、修正すべきである。										
工事名	支出金額（円）									
レク都市熊野灘臨海公園（大白地区）駐車場整備工事	24,541,650									
③ 用途廃止手続について【結果】										
熊野灘レクリエーション都市公園内の萩原台の便所については、新しい便所を設置したため、平成23年4月8日に取壊しを行い、平成23年4月12日に建設事務所職員が取壊しを確認したが、	用途廃止手続に関するセルフチェックシートを作成しました。施設の取り壊しを行	県土整備部								

公有財産規則第21条に基づく行政財産の用途廃止の手続をしていなかった。 なお、公有財産台帳の登録事項に異動が生じた場合の異動報告は、平成24年1月17日に行っている。	う場合は、当シートを活用のうえ、必要な手続が行われているか確認するよう、各建設事務所に対し周知し、再発防止に取り組んでいます。
--	---

④ 過年度取得分の登録もれについて【結果】

「土地・建物以外」の公有財産台帳に登録されている北勢中央公園の公有財産は、「防球ネット」のみとなっているが、当該公園には野球場、テニスコートなどがあり、大半の工作物が登録もれとなっており、速やかに登録すべきである。

登録もれとなっていた工作物について、公有財産台帳に登録しました。 公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。	県土整備部
---	-------

3. 港湾・海岸課における公有財産の管理について

① 台帳登録対象外の港湾施設の登録について【結果】

港湾施設は公有財産台帳の対象外であるが、下表の3施設が現在も公有財産台帳に登録されており、速やかに削除すべきである。
なお、これらは港湾施設台帳には既に登録されている。

施設名称	所在地	決算年度末 現在高 (m)	決算年度末 現在高 (円)
松阪港埋立地	松阪市大口町	14, 308. 71	155, 822
鳥羽港上屋敷	鳥羽市鳥羽	4, 375. 33	924, 520
尾鷲港湾施設	尾鷲市瀬木山町	29, 816. 60	143, 647, 613

登録誤りのあった各財産について、公有財産台帳から削除しました。 公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。	県土整備部
--	-------

4. 鈴鹿青少年の森について

① 使用禁止状態にある野外ステージについて【結果】

野外ステージ（昭和47年整備）は、耐震化が未了であり、平成19年に起きた地震の影響で建物の一部が崩落して以来、工事用フェンスで周囲を囲って立入・使用禁止の状態となっている。
県としては、近年は当該施設を使用する活動のニーズがみられないため、除却していく方向であるとのことであるが、建物の一部崩落からすでに4年以上が経過している。事故等の未然防止や管理コストの観点から、速やかに撤去することが適切と考えられる。

野外ステージの撤去にあたり、施設の利用者ニーズ等について、鈴鹿市、県立鈴鹿青少年センター、公園の指定管理者に対し、あらためて意見聴取したところ、野外ステージのニーズは少なく、跡地を多目的に活用できるスペースにしてはどうかとの意見をいただきました。 このため、平成26～27年度に当該ステージを撤去のうえ、隣接する多目的広場と一体として活用できるスペースに再整備することとします。	県土整備部
--	-------

② 過年度調査時における劣化施設への対応について【結果】

平成23年度に公園施設長寿命化計画を策定するにあたって、各都市公園の施設について平成

劣化施設のうち未対応であった5施設に

県土整備部

22年度において老朽度の現地調査を行っており、当該公園においては、6施設がD判定（最重要部材に重度の劣化がある状態）とされていた。

今回の包括外部監査において、これらの施設の現状を視察したところ、下表のとおり、6施設中5施設が未対応の状況であった。

施設	平成22年度調査時状況	視察時の対応状況
①受変電設備	故障	対応済み
②管理詰所	TVアンテナ錆びつき	未対応
③管理事務所	屋根	未対応
④フェンス	大きく湾曲	未対応
⑤ベンチ（スツール）	上部が大きく割れている	未対応
⑥外柵	錆による腐食	未対応

これらは劣化の状態が著しいものであるため、重大な事故に繋がるおそれがあるものについては、速やかに修繕を行うべきである。

なお、上記⑤のベンチ（スツール）は現場視察後に撤去されている。

ついて、2施設は撤去又は更新により平成25年度までに対応を完了しました。残り3施設についても、平成26年度中の対応を予定しています。

（各施設の状況）

- ②「管理詰所」については、TVアンテナを更新しました。
- ③「屋根」については、平成26年度に改修が完了する予定です。
- ⑤「ベンチ（スツール）」については、撤去しました。
- ④「フェンス」及び⑥「外柵」については、平成26年度に更新する予定です。

③公園内の松枯れについて【意見】

平成23年度の公有財産台帳において、下表のように公園内の樹木の枯死が生じている。

財産番号	資産名称	増減事由	減少数量 (本)	減少金額 (円)	現在数量 (本)	現在金額 (円)
20063200117	青少年の森公園内樹木	枯死	142	0	19,226	0

これらは松枯れを要因として同年度に伐採されたものであり、処理費用1,470千円をかけて処理されている。

今回の監査における現場視察でも、松枯れの状況が広範囲にわたってみられた。これによる被害は年々広がりを見せているようである。

場合によっては倒壊により公園内にいる利用者の身体に危害が及ぶ可能性も想定されることから、たとえばそうした可能性のある位置にある樹木から優先的に対応する計画を含め、早急な対策が望まれる。

指定管理者において、自主事業の一環として利用者に危険の及ぶ可能性のある枯れ松を伐採しています。

更に、平成25年度においては、農林水産部の森林整備加速化林業再整備事業を活用し、指定管理者が枯れ松を伐採しています。

5.日本国有鉄道清算事業団用地について

①外部への売却等の検討について【意見】

日本国有鉄道清算事業団用地は、現在伊賀市に貸付けられているが、その用途は以下のとおり公共用目的といえるため、無償貸付となっている。また、一部が未利用となっている。

伊賀市に貸し付けしている土地の未利用地部分は市道に接道していないため、接道を確保して売却を行うためには、現況の地

用途	利用状況		
伊賀上野駅駐輪場（一部）	市有地と合せて供用		
地域交流広場（ゲートボール場）	市が地元の町内会に管理を委ねている		
その他	未利用地		

※ 上記の正確な面積内訳は不明とのこと。

当該土地は駅前に立地しており、未利用地部分は約400m²と相当程度の広さがあることから、近隣の時価（平成24年1月1日を基準とする公示地価）で単純に換算すると約1千2百万円となる。

よって、このような貸付先における未利用部分についても、未利用地の積極的な売却の観点から、当該未利用地部分について伊賀市に要請して返還を受け、外部への売却等の活用を図ることが適切と考えられる。

ただし、担当課によると、当該未利用地部分だけでは公道と接しないなど条件が悪いため市場価値が高くないとのことである。そのため、伊賀市と交渉し、地域交流広場の一部分を未利用地部分への接道部として併せて返還を受けるなど、売却の効果を高めるための措置も検討されたい。

6. 松阪港埋立地について

① 売却方法の検討について【意見】

残面積11,839.17m²と、次の②で述べる隣接地（1,768.12m²）を含め13,607.29m²について、平成23年3月30日に入札を行ったが、応札者がなく不調に終わっている。

当該用地は、売却済土地の区画面積の平均値（2,393.17m²）より著しく広大であり、1画単位として売却することは、企業の立地ニーズに合っていない可能性がある。よって、直近の企業の立地ニーズを再度把握したうえで、分筆なども選択肢に含め、売却方法を再検討することが適切と考えられる。

域交流広場を一部改修したうえで、約2mの段差がある市道からの乗り入れ口を造成する必要があり、多額の費用を要します。

また、現在無償貸付を行っている用地については、駐輪場・地域交流広場として有效地に活用されています。

このため、伊賀市としては、現況のままの利用を継続したいという意向であり、伊賀市への貸し付けを継続しつつ、未利用地部分の有効利用について引き続き検討していきます。

--	--

② 隣接地の台帳登録もれについて【結果】

①で述べた当初売却予定地の残面積部分の隣接地1,768.12m²は、上述の埋立事業で同時期に造成されたが、当初より港湾計画上売却予定ではなかった部分であるが、港湾計画の変更により行政財産として利用する予定が無くなかったことから、平成22年度に用途廃止を行い、普通財産に変更したものである。

しかし、当該用地は公有財産台帳に登載されておらず、港湾台帳に登載されたままである。本来は平成22年度において普通財産に登載すべきであった。

平成26年1月に売却のため再度入札を実施したところ、落札者がありました。現在、売買契約を締結のうえ、登記移転手続を進めています。

県土整備部

登録もれとなっていた財産について、公有財産台帳に登録しました。
公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。

県土整備部

7. 旧熊野建設部紀和分所について

① 未利用建物の譲渡の検討について【意見】

当該施設は、県から熊野市に対して無償貸付を行っている。平成24年6月以降は空室の状態となっているが、熊野市としては、今後も倉庫として利用するため、無償貸付を継続したい意向である。一方、県としては将来においても当該建物を県自体が利用するニーズは見込まれていないことである。よって、県が当該建物を熊野市に譲渡することに支障はない。また、熊野市が所有者となることによって、るべき耐震化対策が適時に実施され、事故等の被害を未然に防止できる可

譲渡について市と協議したところ、市は、当該建物の譲渡を受け入れることが困難であるとの回答がありました。
他の譲渡先の選考も含め、建物を処分する方向で検討していきます。

県土整備部

能性も高まると考えられる。

以上の観点から、県は当該建物について熊野市への譲渡を検討することが適切と考えられる。

8. 不動産登記について

① 土地の未登記について【結果】

県土整備部が所管する公共事業用地（県有地）のうち未登記となっている土地の残高は、平成23年度末において下表のような状況となっており、公有財産規則に反する状態が解消されていない。

（未登記土地残高（平成23年度末））

建設事務所名	県道		港湾施設		急傾斜地崩壊防止施設	
	筆数	取得面積（m ² ）	筆数	取得面積（m ² ）	筆数	取得面積（m ² ）
桑名	167	97,070.81	0	0.00	0	0.00
四日市	214	31,868.50	0	0.00	0	0.00
鈴鹿	212	15,928.97	3	204.95	0	0.00
津	241	27,129.78	0	0.00	0	0.00
松阪	452	71,522.23	0	0.00	0	0.00
伊勢	473	125,766.64	20	544.97	17	1,151.96
志摩	69	12,399.37	0	0.00	0	0.00
伊賀	73	10,050.03	0	0.00	0	0.00
尾鷲	231	64,379.40	14	4,633.84	21	1,813.60
熊野	664	168,102.44	0	0.00	39	1,915.81
県全体	2,796	624,218.17	375	383,76	774	881.37

未登記土地（県有地及び県管理の国有地含む16,600筆）については、昭和55年からその処理に取り組み、11,619筆を減少させています。近年では、平成13～24年度の11年間に2,087筆を処理するなどの取組を行いました。また、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等の専門団体と連携し、登記処理等を行うとともに、年度毎の処理目標を定めて、未登記の解消に努めおり、引き続き取組を進めています。

県土整備部

② 未登記土地の処理の対応について【意見】

不法占有のリスクに対応するため、以下について検討されたい。

ア. 未登記土地の処理に関する中期計画の策定

予算上の制約を理由に中長期計画の策定は適切でないとしているが、弁護士等の専門家で構成する「登記対策検討委員会」からの提言にもあるように、1件ごとの処理に順調でも8ヶ月程度を要するのが通常であるため、3～5年程度の中長期的な見通しをもって計画を策定することは重要と考えられる。

イ. 未登記土地の処理の優先順位の再検討

現状においても優先順位を付けて効率的に処理を継続しているが、この方針は、1件当たりの登記作業が容易であるものや多額のぼらないものを優先する、また実質的に登記が完了しているとみなせる土地を未登記土地案件から削除する、といったものである。これらに加えて、不法占有されるリスクが高いと想定される土地という視点で分析し、これも交えて優先順位を再検討することが、不法占有のリスクに効果的な措置となると考えられる。

ア 未登記土地の処理に関しては、厳しい予算の現状を勘案しつつ、ご意見のありましたように平成25年度から3ヶ年（135筆）の処理目標を定め、計画的に取り組んでいきます。

県土整備部

イ 未登記処理の優先順位の検討にあたっては、不法占有されるリスク度合いを交え、取り組んでいきます。

9. 急傾斜地崩壊防止施設について

① 老朽度の診断調査等の検討について【意見】

県内の急傾斜地崩壊防止施設は、急傾斜地法が昭和44年に制定されたことを受けて整備が開始

急傾斜地崩壊防止施設の老朽化診断調査

県土整備部

<p>されているため、最も古い時期に整備されたものでは昭和47年度とすでに40年近く経過している。また、県内の当該施設703箇所のうち、整備されてから20年以上経過するものは389箇所と、半数を超えている状況にある。よって、一定程度の老朽化の進行が想定される状況にあるが、県はこれらの老朽度の診断調査はこれまで全く実施していない。</p> <p>よって、県においても、当該施設の適切な維持管理のため、老朽化の診断調査等について検討することが適切と考えられる。</p>	<p>については、平成25年度に全ての施設において実施しました。今後も、適切な維持管理に努めます。</p>	
---	---	--

10. 追分石原線先線について

① 公有財産台帳への登録もれについて【結果】

<p>当該道路は、土地及び道路構造部分とともに、公有財産台帳に登録されていない。 本来は四日市市から返還を受けた時に、土地と道路構造部分それぞれを普通財産として公有財産台帳に登録すべきであった。</p>	<p>登録もれのあった財産について、公有財産台帳に登録しました。 公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>国土整備部</p>
---	--	--------------

② 使用貸借契約の解除及び当該道路の譲渡の検討について【意見】

<p>管理に伴う将来の財政負担の可能性を低減するため、県としては、無償借地部分の使用貸借契約を解除するとともに、当該道路をA社に譲渡する等、何らかの形で処理することが適切と考えられる。よって、県は四日市市も交えた3者で上記の方向で協議を開始されたい。</p>	<p>譲渡等について、A社の意向を伺うため打合せを行いましたが、解決策は見出せていません。 なお、一部箇所については、市と移管にむけた協議中であり、現在、移管のために必要となる境界立会いの準備を進めています。</p>	<p>国土整備部</p>
---	--	--------------

11. 河川管理施設の公有財産台帳への登録について

① 台帳登録対象外の河川管理施設の登録について【結果】

<p>河川管理施設のうち雨量観測施設等（雨量観測施設、水位観測施設、水位流量観測施設、水質観測施設、ダム操作施設、ダム警報施設、標示板、通信施設（ダム等の操作施設、河川に関する観測施設と一体となって機能するもの））については、「雨量観測施設等の取扱いについて」（建設省（現国土交通省）事務連絡 昭和57年5月14日）において、「河川管理施設として整理することが適当と考えられる」とする取扱いが示されているため、公有財産台帳の対象外とすべきものである。 しかし、上述のダム警報施設又は通信施設に該当する施設が公有財産台帳に登録されており、速やかに削除すべきである。</p>	<p>登録誤りのあった各財産について、公有財産台帳から削除しました。 公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>国土整備部</p>
---	--	--------------

12. 伊勢市内の県道沿いの不法占用物件（石灯籠）について

① 不法占用に対するこれまでの県の対応について【結果】

<p>伊勢市内にある県道において、道路占用許可期限の切れた石灯籠型の建造物（以下、「石灯籠」という。）が平成23年度末において歩道に426基設置されている。この他、国道や伊勢市道にも設置されている。</p>	<p>平成25年5月～6月にかけて、県道にある全ての石灯籠について、柱や笠・火袋部分の安定性調査を実施しました。その結</p>	<p>国土整備部</p>
---	---	--------------

<p>昭和30年頃に伊勢神宮を起点とした参道沿いへの灯籠の奉獻を目的とした民間団体（昭和39年に解散）が設立され、石灯籠が設置された。県は道路の占用許可を昭和30年12月から昭和32年1月まで与えているが、占用許可期間が終了した昭和32年1月以降は、県道が不法占用された状態が継続している。本来であれば、不法占用者すなわち所有者に対し撤去を請求すべきであるが、石灯籠の所有者が特定できていない状態である。</p> <p>県は、現在の不法占用者すなわち所有者を調査する一環として、平成20年に灯籠の刻銘者について調査したが、石灯籠を設置した民間団体の法的位置付けを調査した事実はない。</p> <p>また、民間団体に改築や撤去を求めた事実も確認できない。占用許可期間が終了した昭和32年以降に改築や撤去を求めた事実が仮にあったとすれば、その記録を残さないということは考え難い。これらの点から、結果として県は昭和32年から不法占用を放置してきたと言わざるを得ない。</p> <p>監査人としては、刻銘者の調査をもとに相手方とすべき者（現在の石灯籠所有者。所有権を承継した者がいればその承継者）を確定したうえで、占用許可をするか撤去等の請求をすべきであったと考える。</p>	<p>果、柱や笠・火袋部分にぐらつきが認められた石灯籠を7月に撤去（全撤去4基、部分撤去5基）しました。</p> <p>今後も継続して調査・点検を行い、通行者の安全を確保していきます。</p> <p>占用許可の対象は、適切かつ確実に維持管理を恒久的に担えることを前提としており、現時点では地方公共団体を対象と考えています。</p> <p>また、平成25年10月、石灯籠の取り扱いを含め伊勢市内の道路空間のあり方にについて検討するため、国・県・市の三者が協力し、有識者、地元関係者等で構成する「伊勢市内道路空間利用のあり方懇談会」を設置しました。今後の対応については、この懇談会の検討結果等も参考にしながら、国・市とも協議し進めていきます。</p>
--	---

② 今後の対応方針について【意見】

<p>撤去等の方法としては、原則、不法占用の処理に基づき、調査して所有者が確定すれば、石灯籠の撤去等を求めることができると考えられる。撤去作業は県で行ったうえで当該所有者に撤去費用の負担を求める方法も採り得ると考えられる。しかしながら、撤去等には多大な労力と年月を要すると想定されるので、完了までの事故防止のために、耐震調査や倒壊防止といった対策の要否について早急に検討すべきと考える。</p> <p>また、所有者ははっきりしない現在の石灯籠を占用許可のない状態のまま放置できないのは当然であるが、今後本件道路上に石灯籠が存在してはいけないという結論を述べるものではない。今日の石灯籠を取り巻く現状と、50年以上の年月の経過、そして現在の市民・県民の思いなどを考慮すると、仮に現在の石灯籠所有者を確定できるのであれば、協議により、国・県・市や信頼できる第三者へ石灯籠を譲渡してもらい、当該第三者に対して占用許可をするという解決も考えられる。</p> <p>よって、県は、現在の不法占用者の調査を継続し、契約内容や責任者等について新たな事実が判明した場合には、事実を確認したうえで、国や市とも協議しつつ、改めて対応方針を決定して進めるべきと考える。</p>	<p>平成25年5月～6月にかけて、県道にある全ての石灯籠について、柱や笠・火袋部分の安定性調査を実施しました。その結果、柱や笠・火袋部分にぐらつきが認められた石灯籠を7月に撤去（全撤去4基、部分撤去5基）しました。</p> <p>今後も継続して調査・点検を行い、通行者の安全を確保していきます。</p> <p>占用許可の対象は、適切かつ確実に維持管理を恒久的に担えることを前提としており、現時点では地方公共団体を対象と考えています。</p> <p>また、平成25年10月、石灯籠の取り扱いを含め伊勢市内の道路空間のあり方にについて検討するため、国・県・市の三者が協力し、有識者、地元関係者等で構成する「伊勢市内道路空間利用のあり方懇談会」を設置しました。今後の対応については、この懇談会の検討結果等も参考にしながら、国・市とも協議し進めていきます。</p>
---	---

		ら、国・市とも協議し進めていきます。	
13. 下水道課における公有財産の管理について			
① 流域下水道施設の改築等の工事について			
ア. 台帳への登録について【意見】	工事請負費について、公有財産台帳への登録状況を確認したところ、全ての工事について公有財産台帳への登録が行われていたが、その登録内容としては、工事件名及び工事金額を一括で登録していた。 工事内容としては、たとえば、南部浄化センターIV系水処理・送風機（機械）設備工事であれば、最初沈殿池設備4池、反応タンク設備2池、最終沈殿池設備4池等が含まれており、公有財産台帳についても独立した設備単位で登録することが望ましい。 しかしながら、平成22年度工事について下水道台帳を任意に1件閲覧したところ、設備単位で金額も登録されており、公有財産台帳との整合性も取れているため、この点については、特段問題はないものと思われる。 現在、平成23年度工事の下水道台帳への登録作業が行われているところであるが、今後も登録にあたっては公有財産台帳との整合性を確認していくことが望まれる。	平成23年度工事の下水道台帳への登録については、平成25年2月末までに公有財産台帳と整合のうえ、登録作業を終えました。以後の工事につきましても、公有財産台帳と下水道台帳との整合を図っております。	県土整備部
イ. 改修工事に係る付随費用について【意見】	平成23年度の改修工事の中には詳細設計委託料の支出がある。また、別の工事である菰野幹線管渠工事においては、工事に係る水道の移転補償費が支出されている。 これらの工事に必要な詳細設計委託料や移転補償費等の費用についても、公有財産台帳に登録する際には付随費用として登録金額に加算して記入することが望ましい。 このことについては、「第3外部監査の結果－総括的意見－」において、監査人の意見を記載している。	公有財産台帳への登録ルールに対する意見であることから、全庁的な方針等を踏まえて対応します。	県土整備部
② 下水道総合地震対策計画について【意見】	「三重県下水道総合地震対策計画」において、平成21年度～平成25年度に優先的に実施する耐震補強等の地震対策工事については、平成25年度までに計画した22施設のうち、稼働中の設備移転が伴う等により施工が困難な4施設を除いて概ね工事が完了することである。 この4施設の他、管路施設等においても新たに耐震化を図る必要のある施設もあることから、平成26年度以降の地震対策計画を策定することである。今後も、地震時において下水道の機能が維持されるように優先順位を決め、計画的に地震対策工事を実施していくことが望まれる。	平成21年度～平成25年度に優先的に実施する耐震工事については、施工困難な4施設と一部の施設を除き、平成25年度に完了しました。また、平成26年度以降の地震対策計画も策定済であり、その中で25年度までに耐震補強等が完了しなかつた4施設についても対策を進めることとしています。今後も計画的な地震対策工事を進めています。	県土整備部

14. 住宅課における公有財産の管理について

① 建物改修工事について

ア. 公有財産台帳への記入について【結果】

「公有財産台帳記入要領」によれば、改築等財産の一部又は全部に異動が生じた場合には、100万円未満の軽微な修繕を除いて、公有財産台帳に記入することとなっている。しかし、住宅課においては、現在の公有財産管理システムが導入された平成19年度以降、建物等の改修工事について、公有財産台帳への記入が行われていない。公有財産台帳の記入が行われなかつた理由については不明とのことであるが、各年度の工事履歴については、工事台帳に記録されており、公有財産台帳への記入の必要性が認識されてこなかつたものと考えられる。なお、現状復旧のための支出の取扱いについては、「公有財産台帳記入要領」等において明確には示されていないが、このことについては「第3外部監査の結果一総括的意見ー」において、監査人の意見を記載している。

登録もれのあった財産について、公有財産台帳に登録しました。公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。また、現状復旧のための支出の取扱いについては、公有財産台帳への登録ルールに対する意見であることから、全庁的な方針等を踏まえて対応します。

イ. 改修工事に係る付随費用について【意見】

平成23年度の改修工事のなかには実施設計委託料の支出がある。これらの工事に必要な委託料等についても、改修工事を公有財産台帳に記入する際には工事代金に加算して記入することが望ましい。このことについても、「第3外部監査の結果一総括的意見ー」において、監査人の意見を記載している。

公有財産台帳への登録ルールに対する意見であることから、全庁的な方針等を踏まえて対応します。

ウ. 改修工事等の管理について【意見】

改修工事の中には現状の財産の価値を高める工事と、現状を維持するためのいわゆる修繕工事が含まれる場合がある。前者の価値を高める工事について、公有財産台帳に記入すべきであるという意見を「第3外部監査の結果一総括的意見ー」に記載しているところである。一方で、「三重県営住宅 団地別工事履歴等データベース」においては、公有財産台帳に記入すべき改修工事の他、指定管理者が行っている通常の維持管理に相当する修繕工事も含めて、全ての修繕履歴を登録していくことが望ましいと考えられる。この際には、公有財産台帳に記入すべき工事に関する全庁的なルールも踏まえ、「三重県営住宅 団地別工事履歴等データベース」における修繕履歴の入力ルールを整備することが今後、必要になってくると考えられる。

県営住宅の改修工事等は、維持管理のための修繕を指定管理者が行い、大規模な改修等を県が行っています。その両者が行う工事の履歴にルール付けを行い、「三重県営住宅 団地別工事履歴等データベース」に入力することにより、全体の工事履歴の把握を可能にしました。これに基づき、改修工事の中長期にわたる計画を立て、改善工事を効率的かつ適切な時期に実施します。

② 中長期的な修繕計画について

ア. 中長期的な修繕計画の策定について【意見】

県営住宅に係る中長期的な修繕計画については、長寿命化計画に係る長寿命化型・福祉対応型改善に係る工事が計画されている。一方で、通常の維持管理に係る修繕については、指定管理者へ支払う指定管理料の一部として積算されている。前者の見込金額が10年間で約18億円であるのに対し、後者の見込金額は5年間で約10億円となっており、単純に比較すると後者の方が若干、

指定管理者への管理料には、入居募集のための修繕、一般修繕、保守点検などの管理費のほか事務費も含まれていることから、県が実施する場合の改善工事費との単

<p>金額が大きくなっている。</p> <p>現状は、両者を合算したような中長期修繕計画の作成はされていないようである。しかし、指定管理者の実施する修繕についても金額的な影響は大きく、県営住宅の中長期的な修繕を効率的・効果的に実施するためには、両者を合算した修繕計画についても作成することが望まれる。</p>	<p>純な比較をすることはできません。</p> <p>また、県の長寿命化計画及び指定管理者の修繕計画は計画期間が異なるため合算することも困難です。</p> <p>しかしながら、両者の計画を連携させ、県が実施する工事と指定管理者による工事のうち、メンテナンスサイクルが一致する工事について県で一括実施することにより、事業のさらなる効率化を図っています。</p>
--	---

イ. 計画金額と実績金額との比較について【意見】

<p>中長期の修繕計画については計画金額と実際の工事金額を比較し、計画的な修繕が行われているか、費用の削減余地はないかなどを分析し、必要に応じて計画自体の見直しを実施していくことが望ましい。</p> <p>ちなみに、長寿命化計画においては、長寿命化型改善工事は戸あたり105万円、福祉対応型改善工事は戸あたり82万円で計画していたが、平成23年度の工事実績では、長寿命化型改善工事は戸あたり67万円～86万円、福祉対応型改善工事は戸あたり66万円～76万円となっている。</p>	<p>長寿命化計画の参考資料では、標準的な工事費である設計金額の実績に基づき、年別の改善費用を想定していますが、工事実績は落札後の額であるため当然ながら整合しません。</p> <p>しかしながら、今後も設計金額の分析を行い、計画の実施に係る適切な予算額の把握に努めます。</p>	
---	---	--

③ 長寿命化計画における長寿命化型改善工事について【意見】

<p>長寿命化計画における長寿命化型改善工事については、「外壁、屋根の耐久性向上等」と記載されている。また、長寿命化計画委託報告書においても、屋上防水と外壁補修を長寿命化型改善工事とし、同工事の実施により長寿命化されライフサイクルコストが縮減されるとしている。</p> <p>しかしながら、平成23年度の実際の長寿命化型改善工事では、外壁補修と手すりのアルミ化が主な工事であり、屋上防水など屋根の耐久性向上に関する工事は実施されていない。</p> <p>長寿命化計画における長寿命化型改善工事の内容と実際の工事に整合性が取れていない。このため、通常の維持管理の範囲内としての屋上防水工事を実施し、特別に耐久性が向上する工事を実施しなくとも、長寿命化が達成されるとするならば、そのことを具体的に説明するとともに、長寿命化計画の見直しを検討することが望まれる。</p>	<p>これまで屋上防水工事は指定管理者で実施し、主に外壁改修を実施する県の長寿命化型改善工事と役割分担してきましたが、より工事の効率化を図るため、県の長寿命化型改善工事と指定管理者が実施する屋上防水工事のうち、メンテナンスサイクルが一致する工事について、県で一体的に実施することとしました。</p> <p>これにより、事業の集約化を図るとともに、長寿命化計画に記載された長寿命化型改善工事の内容と実際の工事内容を一致させています。</p>	
--	---	--

平成25年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
IV. 県土整備部		
1. 待ったなし!耐震化プロジェクト（ユニバーサルハウジング推進事業）について		
① 市町への指導について【意見】	<p>亀山市の木造住宅耐震補強事業の事業実績報告書における収支決算書について計算突合を実施したところ、亀山市が作成した業務台帳の写しに記載されている合計金額と収支決算書に記載されている金額が一致しなかった。原因是、業務台帳の誤記であり、国庫補助金の端数処理で千円未満を切り捨てとすべきところを切り上げ計上し、差し引きとなる市町負担分もそれに連動してしまったためである。</p> <p>誤りがあった箇所は、市町負担分と国庫補助金の部分であったため、県の補助金の額について誤りはなかったものの、報告書に誤りがあることに気付いた場合には、県に直接関係のない事項であっても市町に対し事業報告書を修正するように指導することが望まれる。</p>	<p>報告書に誤りを発見した場合には、県の負担額への影響の有無にかかわらず、直ちに該当市町に連絡し、修正を求めていきます。</p>
② 住宅に関する県民の安全・安心確保のための取組について【意見】	<p>待ったなし!耐震化プロジェクトでは、通常であれば、木造住宅の耐震補強工事の補助限度額は1戸あたり30万円であるところ、平成23年度から平成24年度までの2年間に限り、1戸あたりの補助限度額を60万円まで拡大する上乗せ補助を実施していた。上乗せ補助を実施していた事業年度では、申請数が増加し、市町への補助額が当初予算を上回る見通しとなつたため当初予算からの増額を実施している。</p> <p>しかしながら、平成24年度の耐震化率は、上乗せ補助を実施していたにもかかわらず実績値が83.7%にとどまり、目標値としていた84.5%を下回る結果となつた。したがって、補助の上乗せを打ち切った平成25年度以降で平成24年度の未達分を補い、最終的に平成27年度末の耐震化率90.0%という目標を達成することは困難であると考えられる。</p> <p>一方、県の財政は極めて厳しい状況にあるため、待ったなし!耐震化プロジェクトの予算を大幅に増加させることは不可能である。そのような状況を勘案しつつも、たとえば耐震診断を受けた県民に、個別に働きかけて木造住宅の耐震補強の必要性を改めて説明するなど、住宅に関する県民の安全・安心確保のための取り組みを検討し実施することが望まれる。</p>	<p>診断を終えた方に対し、相談会や補強工事の必要性をより強く認識していただくための学習会を開催するなど、住民により近いところでのきめ細かな支援取組を市町と連携して進めています。</p>

2. 緊急輸送道路整備事業について

① 緊急輸送道路に架かる橋梁の耐震化について【意見】

県では緊急輸送道路に架かる橋梁448橋について、耐震対策として落橋防止と倒壊防止のための単柱橋脚の補強を優先して進めており、平成25年3月末時点で落橋防止対策については438橋（97.8%）の対策を完了している。このため、激しい揺れによって落橋する可能性はかなり低くなっている。

また、震災時に大きく損傷した橋梁は、昭和55年より前に建設された橋梁に集中していたことも判明しており橋梁448橋のうち、この条件に該当し橋脚の耐震化が必要な橋梁は、平成25年3月末時点で86橋存在している。

県では耐震補強の対象となる86橋のうち、5橋については平成25年10月末時点で橋脚補強まで完了している。残る81橋のうち、5橋については架け替えを決定し、25橋については橋脚補強の事業に着手しており、残りの51橋が事業に未着手の状態である。ただし、この25橋と51橋については、すべてで落橋防止対策が実施済みであるため、激しい揺れによって落橋する可能性はかなり低くなっている。

緊急輸送道路は、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資等の輸送等の観点から重要な道路である。したがって、現在優先的に進めている落橋防止と単柱橋脚の補強についてできるだけ早い完了を目指されたい。そのうえで、緊急輸送道路の更なる耐震性向上を図るために、平成25年10月末時点で事業未着手となっている51橋についても、早急に橋脚補強を推し進めることが望まれる。

② 緊急輸送道路に面する倒壊のおそれがある建築物の把握について【意見】

緊急輸送道路等沿道の建築物については、大規模な地震が発生した場合、当該建築物の倒壊によって道路の通行を妨げ、住民の円滑な避難や緊急車両の通行を困難とするおそれがあるため、その耐震化は特に重要である。そのため、改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」）では、「以下の3つに掲げる建築物のうち、現行の耐震関係規定に適合しない建築物である特定建築物の所有者は、耐震診断及び耐震改修を行うよう努めなければならない」と規定している。

- i. 多数の者が利用する建築物で、一定規模以上のもの
- ii. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- iii. 地震発生時に通行を確保すべき道路として「都道府県耐震改修促進計画」に記載された道路に接する建築物のうち、一定規模以上のもの

県では、地震発生時に緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の調査を実施するとともに、これらの建築物の所有者等に耐震化の重要性について周知を図っている。

iv. に該当する建築物を確認するためには職員による現地調査が必要であるが、現地調査については専任の担当者が置かれていなかったため、各建設事務所の職員が担当する業務の合間を縫って現地確認をしている状況である。そのため、iv. に該当する建築物の特定作業は一部の建設事務所にとどまっており、現地調査を早急に進めすることが望まれる。

また、耐震改修促進法は、特定建築物の所有者に対して耐震化の努力を規定するのにとどまり、

引き続き優先的に進めている緊急輸送道路に架かる跨線橋、跨道橋及び橋長15m以上の橋梁の落橋防止と単柱橋脚の補強の早期完了を目指します。

そのうえで、壁式橋脚51橋についても順次設計を実施し、緊急輸送道路の更なる耐震性向上を図っていきます。

県土整備部

現在、三重県耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化に取り組んでいるところですが、ご指摘のありました建築物の把握については、現地調査による対象建築物の特定を計画的に進めていくとともに、特定建築物の所有者に対して耐震化の重要性について周知していきます。

なお、県では、改正耐震改修促進法の施行（平成25年1月25日施行）に伴い、平成25年度12月補正予算において、耐震診断が義務化される大規模建築物にかかる耐震診断の補助制度を創設しました。

また、平成26年度当初予算において、大規模建築物にかかる耐震診断費に加え、災害時に避難所として活用される大規模建築物等にかかる耐震改修費について、予算案を計上しているところです。

県土整備部

<p>所有者に対して耐震化の義務までは規定していない。そのため、耐震化を進めるには地道な努力が必要とされるが、その重要性に鑑み、特定建築物の所有者への耐震化の重要性についての周知活動をより活発に実施することが望まれる。</p>	<p>今後も、建築物の耐震化の促進に鋭意取り組んでいきます。</p>	
<h3>3. 道路啓開対策事業について</h3>		
<p>① 道路啓開基地の備蓄資材について【意見】</p> <p>県では熊野灘沿岸を通る道路の付近に、道路啓開に使用する資材を備蓄しておく道路啓開基地の整備を進めている。また、開設した道路啓開基地に何を備蓄すべきかについて検討が進められている。この備蓄資材候補の中に、発動発電機があり、これはガソリンを燃料に発電するモデルである。しかし、このガソリン発電機の場合、燃料のガソリンについて以下のような問題点が指摘されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. ガソリンは長期間保管すると成分の劣化が生じ、始動がスムーズにいかないことがある。 ii. ガソリンは常温でも気化するため、保管が難しい。 iii. 災害時はガソリンの調達が困難となることが多い。 <p>東日本大震災においては、震災直後から被災地でガソリン不足が発生した。このような燃料面での問題を解消するのがガス発電機である。ガス発電機は、家庭用ガスボンベやプロパンガスを燃料とするため、燃料の入手はガソリンと比べ容易であり、成分の劣化もなく長期保管が可能である。ただし、ガス発電機はガソリン発電機と比べて低出力のものが多く、製品の種類が少ないためガソリン発電機と比較して製品価格が高いといった問題もある。</p> <p>このように、双方にメリットとデメリットがあるため、どちらが優れているとは一概には言い難いものの、災害時の用途に応じて両者を組み合わせて備蓄するなどの検討が望まれる。</p>	<p>道路啓開基地に備蓄する発動発電機の機種選定にあたっては、災害時に想定される使用用途を満たすものの中から、経済性や操作性等を考慮して決定していきます。</p>	<p>県土整備部</p>
<h3>4. 緊急河川改修事業について</h3>		
<p>① 大規模な河川横断工作物の改修工事について【意見】</p> <p>「命を守る緊急減災プロジェクト」は、平成24年度を初年度として平成27年度までの4年間で、緊急に対処すべき重要な課題の1つとして全庁的に防災・減災対策に取り組むことを宣言したものである。このプロジェクトの構成事業である緊急河川改修事業では、洪水被害の防止、軽減を図るために、治水上支障となっている水門等の改修や河川堆積土砂の撤去が予定されている。</p> <p>そこで、治水上支障となっている水門等の改修について、平成24年度に完成した百々川以外にも緊急河川改修事業で取り組む予定となっている箇所があるのか質問したところ、「平成27年度までの緊急河川改修事業では、他に改修工事の予定箇所はない。また、百々川の水門の改修工事を「命を守る緊急減災プロジェクト」に組み込んだ理由は、百々川の水門改修工事は過年度から継続して実施されてきた案件ではあるものの、平成に入ってから二度も氾濫しており、水門の改修工事の緊急性が非常に高いことから、工事が遅延することなく平成24年度に確実に完成させるためである。」との回答を得た。</p> <p>百々川以外にも、近年洪水による浸水被害が発生している箇所があり、大規模な河川横断工作物の改修が必要とされている河川が存在しているものの、百々川の水門改修が、着手から完成までに約7年の歳月を要したように、大規模な河川横断工作物の工事期間は長期間に亘るため、短期間で成果が上がるものではない。</p>	<p>治水上支障となっている大規模な河川横断工作物については、災害のリスクを高める要因となることから、緊急性等を勘案のうえ事業を進める必要があります。このため、命を守る緊急減災プロジェクトのほか、平成26年度には大規模水害等に備えた治水対策の推進に特に注力して取り組むこととしており、その中で河川横断工作物の改修を実施することとしています。</p>	<p>県土整備部</p>

<p>したがって、緊急性の高い治水上支障となっている河川横断工作物については、「命を守る緊急減災プロジェクト」に関わらず、改修事業を推進することが望まれる。</p>	
<p>② 河川の堆積土砂の撤去について【意見】</p> <p>河川の堆積土砂の撤去について、具体的な計画を作成しているのかどうかを質問したところ、「平成25年度において、撤去箇所の優先度レベルや実施方法の区分をもとに選定した、当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所等を関係市町と共有する仕組みを3建設事務所で試行している。この試行状況を検証したうえで、平成26年度から全建設事務所において実施する。」との回答を得た。</p> <p>河川の堆積土砂の撤去については、集中豪雨や台風の到来等によって県民の関心は高くなっています。計画的な土砂撤去が重要な課題となっているので、検証結果をふまえ市町と情報共有しながら計画的に土砂撤去を進めることが望まれる。</p>	<p>今年度の試行状況について検証を行い、その検証結果をふまえたうえで、平成26年度から全建設事務所において、市町の意見をふまえ選定した実施箇所や実施候補箇所を市町と情報共有し、計画的な土砂撤去を行っていきます。</p>
5. 河川施設緊急地震・津波対策事業について	
<p>① 河川堤防の開口部の対策について【意見】</p> <p>河川堤防のうち、特に津波浸水地域と重なるため減災に重要な役割を果たす河口部付近の河川堤防について、損傷箇所の特定のための調査を実施した結果、183箇所の損傷箇所が特定された。このうち、開口部の角落とし（人の出入りのために設けられた堤防の開口部において、両側に縦溝があり、水の流入を防止するために開口部を閉鎖する際には、角材等を溝にはめ込む構造となっているもの）の不備が松阪市を流れる愛宕川では6箇所、熊野市を流れる里川で1箇所確認されている。</p> <p>角落とは、開口部から津波や高潮が堤内へ流入することを防ぐ重要な役割を持つため、その対策は早急に実施することが望まれる。</p>	<p>河川堤防の183箇所の損傷箇所対策については、平成25年度から5年間で取り組むこととしています。このうち、7箇所の開口部対策については、優先度が高いものとして位置づけており、平成25年度に完了することとしています。</p>
<p>② 水門の耐震化について【意見】</p> <p>河口部の水門は、高潮防御の機能をもつ重要な河川構造物で、大型の施設については一旦被災すると機能回復が困難な施設であり、高潮時は上流部への逆流を防止するために全閉している。樋門は、水路や他の川の合流地点に設置され、洪水が発生したとき、本川から逆流し支川などが氾濫しないようにする重要なものである。</p> <p>ここで、水門等の河川構造物の耐震について考える上で必要な情報として、地震動がある。地震動とは地震によって発生する揺れのことであり、構造物の耐震設計上、想定する地震動をレベル1とレベル2の二段階に区分している。レベル1地震動（以下「L1地震動」）とは、その構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動をいう。次にレベル2地震動（以下「L2地震動」）とは、その構造物が受けるであろう現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動をいう。L1地震動は、比較的発生頻度の高い地震であり、L2地震動は、たとえば、阪神淡路大震災や東日本大震災が該当するといわれている。</p> <p>国土交通省は東日本大震災をふまえた今後の河川堤防の耐震対策の進め方の新指針として「レベル2地震動に対する河川堤防の耐震点検マニュアル」を公表している。県ではこの点検マニュアルに従い、河口部付近にある大型の水門・樋門についてL2地震動に対しての耐震性能の照査や耐震対策の設計を実施している。</p>	<p>河口部水門の耐震対策については、平成23年度から耐震性能照査を実施しており、18基中15基完了しています。引き続き、照査を行うとともに、耐震補強が必要なものについては、設計を進め、設計が完了したものから順次耐震対策工事に着手していきます。なお、平成26年度は、3施設の耐震対策工事に着手します。</p>

県における水門等の河川構造物のうち、防災上特に重要な役割を果たす河口部付近にある大型の水門・樋門のうち、1施設はL2地震動に対応済みであるが、残りの18施設はL1地震動には耐え得るもの、阪神淡路大震災や東日本大震災のようなL2地震動に耐え得る構造にはなっていない。

東日本大震災では、激しい揺れにより河口部の水門・樋門が破損し、その後の開閉が困難になった事例があった。水門・樋門が機能しないことで、河川流域の県民が高潮や洪水の被害に遭う危険性が増すことになるため、L2地震動への耐震対応を急ぐことが望まれる。

6. 海岸保全施設緊急地震・津波対策事業について

① 堤防基礎地盤の改良について【意見】

伊勢湾沿岸の堤防については、平成15年に防災対策部が公表した、南海トラフ地震が発生した場合の津波高と比較した場合、すべての堤防の高さが津波高を上回っている。しかし、伊勢湾沿岸の堤防は伊勢湾台風後に整備されたもので、築後約50年が経過し老朽化が進んでいる。そこで、東日本大震災の発生を契機に、県では南海トラフ地震への対策として、平成23年度までに海岸堤防の老朽化調査を実施した。その結果、堤防内に空洞が確認された箇所や堤防コンクリートに多くのひび割れが確認された箇所など、緊急的に対策が必要な200箇所について、平成24年度から補強対策工事を実施している。

しかし、東日本大震災では広範囲にわたり地盤の液状化が確認され、河川堤防ではあるものの、液状化現象の発生と堤防の自重によって3m近くも地盤が沈下した地域があった。このように、強い地震によって堤防基礎地盤に液状化が発生すれば、海岸堤防の自重によって地盤沈下を起こし海岸堤防が沈んでしまう可能性がある。補強対策工事によって頑丈で粘り強い海岸堤防になれば、津波が堤防を越流したとしても直ちに全壊しないために津波高の低減効果が期待できるものの、地盤沈下によって堤防高が下がればその分だけ津波高の低減効果を弱めてしまうこととなる。

このため、県では補強対策工事とは別に海岸堤防の耐震対策として、桑名市の長島地区海岸や志摩市の南張地区海岸において、鋼矢板工や地盤改良工による堤防基礎地盤の液状化対策を実施している。強い地震が発生した場合でも、堤防高を維持して津波被害を少しでも軽減できるように、一部の海岸において実施されている堤防基礎地盤の液状化対策についてもさらなる対策が望まれる。

海岸堤防の地震・津波対策については、緊急的に補強が必要な脆弱箇所（200箇所）の対策を重点的に実施し、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標より1年早い平成26年度に完了できるように取り組みます。

また、耐震対策については、整備すべき延長が長く、多大な費用を要することから、現在、液状化対策工事を実施している箇所の進捗状況を勘査しながら、耐震点検の結果や背後地の状況等の優先度を考慮し、その整備について検討を進めます。

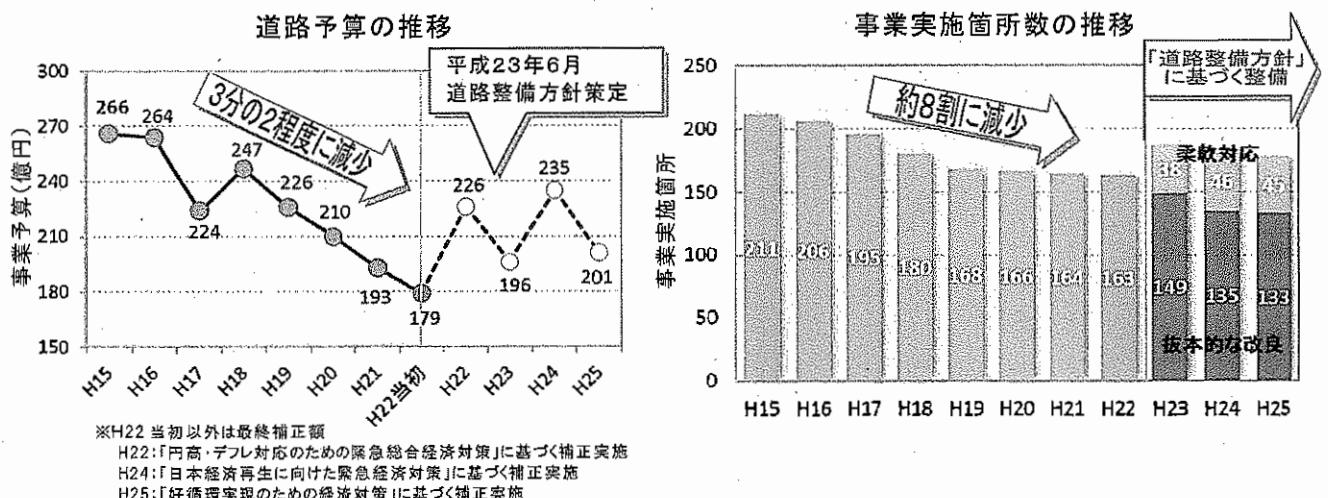
国土整備部

県管理道路における柔軟な整備手法による取組状況について

1 背景

県管理道路の整備に関しては、「新設や拡幅などの抜本的な改良を対象」とした『新道路整備戦略』(平成15年度策定)を見直し、平成23年度から『道路整備方針』に基づき、「柔軟な整備手法(柔軟対応)」を加えた道路整備を推進しています。

『新道路整備戦略』を策定した平成15年度とその見直し検討を開始した平成22年度当初における三重県の道路予算を比べると、3分の2程度に著しく減少していました。また、事業実施箇所数も約8割まで減少し、このままの状況で推移していくと事業実施箇所数がさらに減少し、事業実施箇所の完成の大幅な遅れや新規着手が困難な状況となり、まだまだ多い県民ニーズに対して、的確な対応が出来なくなっていく懸念が生じていました。



このため、早期に整備効果が発現できる方法による「県民ニーズへの的確な対応」を目的として、バイパスや2車線整備などの抜本的な改良だけでなく、「柔軟な整備手法を加えた道路整備」を推進するなどという方針のもと、新たに『道路整備方針』を平成23年6月に策定しました。柔軟な整備手法により、今まで整備できなかった箇所も、住民の合意を得た上で、早期に効果を発現する整備が可能となりました。

【戦略見直し時の状況】

- ・道路予算の減少
- ・事業実施箇所数の減少

【このままでいくと】

- ・事業実施箇所数のさらなる減少
- ・完成の大幅な遅れ
- ・新規着手が困難

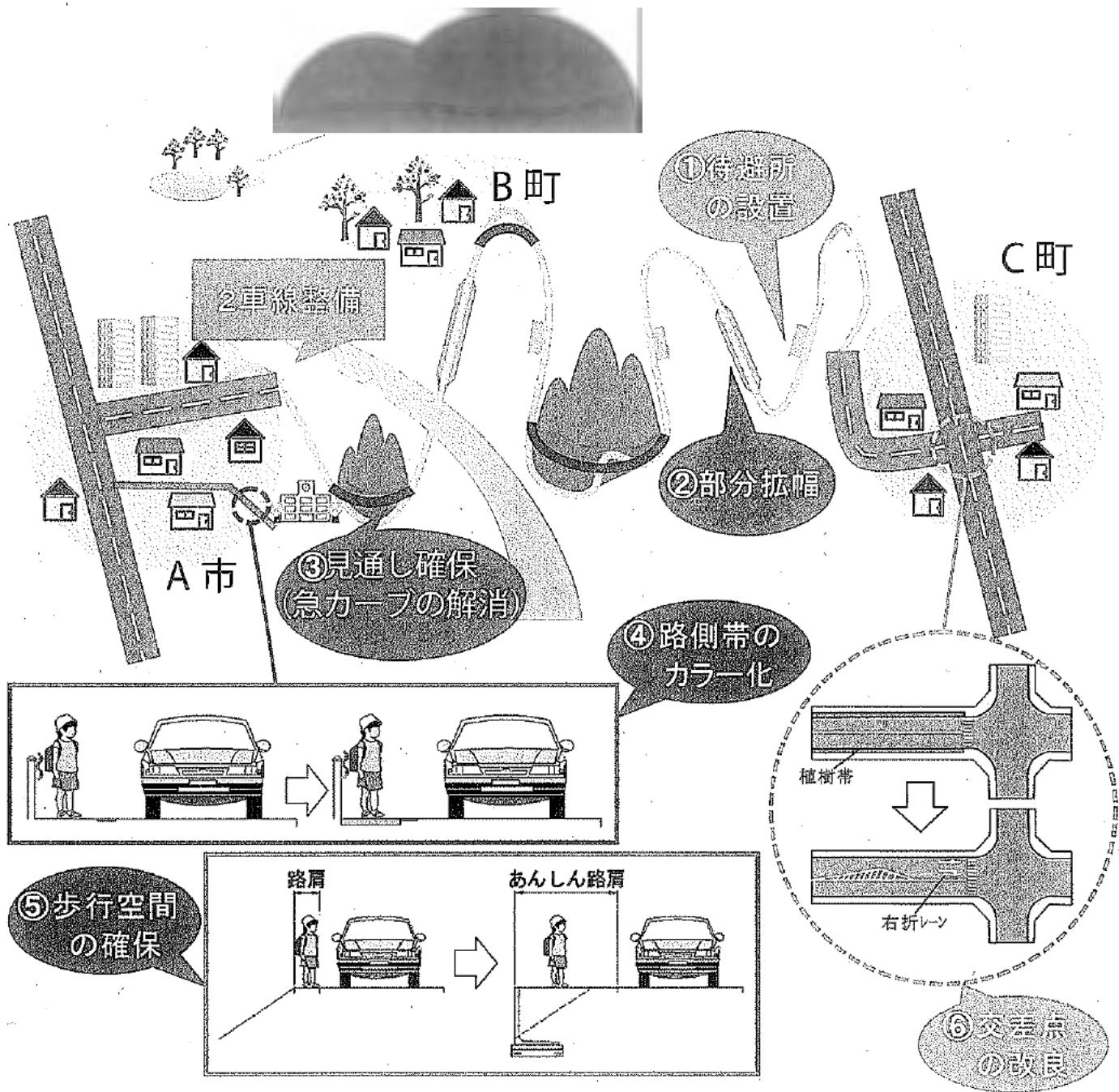
まだまだ多い県民ニーズに対応できない

↓
県民ニーズへの的確な対応
(整備効果の早期発現)

『道路整備方針』策定

「柔軟な整備手法を加えた道路整備」を推進

2 柔軟な整備手法を織り交ぜた道路整備のイメージ



3 柔軟な整備手法の実績

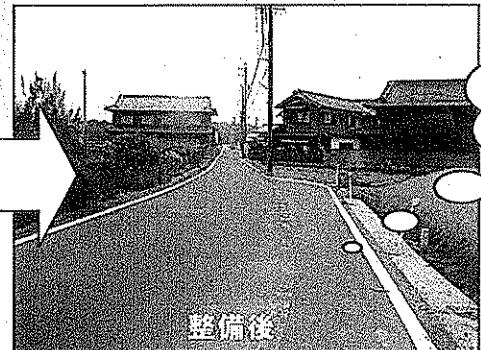
	柔軟対応箇所数 (件)	柔軟対応箇所数 ／全体事業箇所数 (%)	柔軟対応 新規着手箇所数 (件)	柔軟対応新規着手箇所数 ／全体新規着手箇所数 (%)	柔軟対応 事業費 (億円)
平成23年度	38	20	8	32	6.7
平成24年度	46	25	14	44	9.3
平成25年度	45	25	10	40	11.7

※「道路事業計画」公表箇所より。三重県では、県民のニーズや社会情勢を的確に反映するため、3年間の事業計画を策定し、「道路事業計画」として、事業実施箇所（継続箇所および新規着手箇所）および事業実施検討箇所を平成23年度以降毎年度公表している。

4 柔軟な整備手法の事例

事例①(待避所の設置)

県道菰野東員線(東員町)

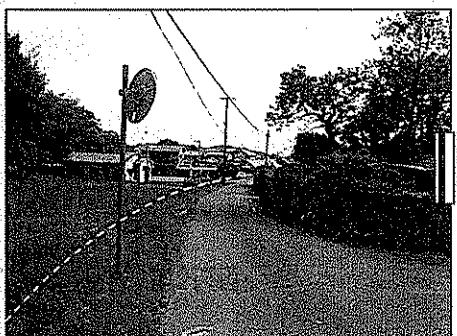


待避所を設
置し安全性
が向上

道路の幅員が狭く車の対向が困難な箇所において、待避所を設置した事例です。狭い箇所
が見通せる位置に待避所を設置したことにより、安全で円滑な通行が確保されました。

事例②(部分拡幅)

県道御浜北山線(熊野市)

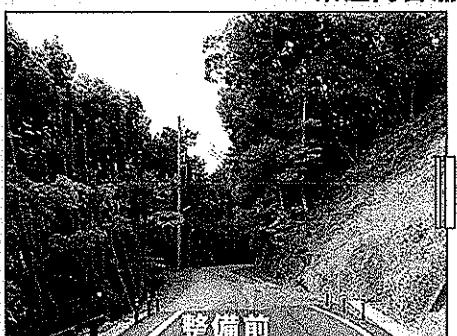


部分的に道
路を拡幅し
安全性が
向上

道路の幅員が狭く大型車のすれ違いが困難な箇所において、部分拡幅を行った事例です。
通行困難箇所が解消され、安全で円滑な通行が確保されました。

事例③(見通し確保)

県道阿曾浦港線(南伊勢町)



見通しを確
保し安全性
が向上

山間部の道路線形が悪い箇所において、山側の切り土を行い見通しの確保および急カーブ
の解消を行った事例です。見通しが良くなるとともに、急カーブが解消されたことにより、
安全で円滑な通行が確保されました。

事例④(路側帯のカラー化)

県道鈴鹿環状線(鈴鹿市)



整備前



整備後

歩行空間を
明示し安全
性が向上

小学校の通学路において、路側帯をカラー化することにより、歩行空間を明示した事例です。歩行空間の視認性が向上したことにより、学校へ通う生徒などの歩行者の安全性が高まりました。

事例⑤(歩行空間の確保)

国道25号(伊賀市)



整備前



整備後

歩行空間を
確保し安全
性が向上

小学校の通学路において、あんしん路肩整備事業により、既存の道路敷地（法面）を有効活用して歩行空間の確保を行った事例です。学校へ通う生徒などの歩行者の安全性が高まるとともに、自動車の走行性も向上しました。

事例⑥(交差点の改良)

県道上浜高茶屋久居線(津市)



植樹帯

整備前



整備後

右折レーン
を設置し安
全性が向上

用地確保が困難な箇所において、植樹帯を撤去して右折レーンを設置した事例です。追突事故等の原因を除去したことにより、安全性が高まり、交通渋滞も緩和されました。

5 対応方針

県管理道路の整備について、バイパスや2車線整備などの抜本的な改良だけでなく、地域の実情に即し、早期に事業効果の発現できる局部的な改良など、柔軟な対応を織り交ぜながら、地域との連携のもと効果的・効率的な整備を今後とも推進していきます。

審議会等の審議状況（平成25年11月22日～平成26年2月16日）

(県土整備部)

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成25年12月17日
3 委員	委員長 葛葉 泰久 副委員長 安食 和宏 他6名
4 諮問事項	<p>三重県公共事業再評価及び事後評価の審議について 次の県事業について審議が行われた。</p> <p>1 公共事業再評価実施事業 ○道路事業 ・一般国道166号田引バイパス ・一般国道260号木谷拡幅</p> <p>2 公共事業事後評価実施事業 ○道路事業 ・一般国道163号南河路バイパス ・一般国道260号志摩バイパス ・一般国道311号波田須磯崎バイパス</p>
5 調査審議結果	<p>1 公共事業再評価実施事業 事業継続が了承された。</p> <p>2 公共事業事後評価実施事業 評価結果の妥当性が認められた。</p>
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成26年2月10日
3 委員	委員長 葛葉 泰久 副委員長 安食 和宏 他7名
4 諮問事項	三重県公共事業評価結果における対応方針について
5 調査審議結果	平成25年度に開催された委員会における再評価及び事後評価の結果に対して、今後の対応方針を報告した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	平成25年12月24日
3 委員	会長 藤田 素弘 委員 朝日 幸代 他20名
4 資問事項	産業廃棄物処理施設の敷地の位置について (松阪市内 産業廃棄物処理施設)
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県景観審議会
2 開催年月日	平成26年2月3日
3 委員	会長 西村 幸夫 副会長 浅野 聰 他8名
4 資問事項	熊野川流域景観計画の策定について
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県屋外広告物審議会
2 開催年月日	平成26年1月21日
3 委員	会長 浅野 聰 委員 柳川 貴子 他11名
4 諒問事項	<p>1 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定 (都市計画道路 河芸町島崎町線:津市)</p> <p>2 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定 (県道 鈴鹿環状線:鈴鹿市)</p> <p>3 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定 (市道 国府526号線:鈴鹿市)</p> <p>4 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定 (市道 御園161号線:鈴鹿市)</p> <p>5 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定 (市道 御園149号線:鈴鹿市)</p> <p>6 三重県屋外広告物条例第13条第1項の規定による許可の基準(三重県屋外広告物条例施行規則第10条第1項に規定する別表第3「許可地域等における屋外広告物の許可基準」)の変更</p> <p>7 三重県屋外広告物条例第8条の2の規定による屋外広告物景観地区掲出基準(伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区)の変更</p> <p>8 三重県屋外広告物条例第8条の2の規定による屋外広告物景観地区掲出基準(長島屋外広告物沿道景観地区)の変更</p>
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	